令和３年度

東根市の教育

東根市教育委員会

令和３年度

東根市の教育

目　　次

東根市民憲章…… １
東根市教育等に関する施策の大綱…… ２
「東根市の教育」の全体構想…… ６
管理課の基本方針と施策…… ７
施設課の基本方針と施策……１４
生涯学習課の基本方針と施策……１６

東根市教育委員会……２０

＜資　　料＞
令和３年度教育費予算……２１
児童生徒数の現況と推移……２２
学校施設の設置及び概要……２４
学校施設の整備状況……２５
社会教育・社会体育施設……２７
事務事業の概要（管理課）……２９
事務事業の概要（施設課）……３４
事務事業の概要（生涯学習課）……３７

東根市中学校部活動方針……４０
東根市いじめ防止基本方針……４１
東根市緑の少年団……４３
さくらんぼ環境ＩＳＯ……４４

ひがしね子ども環境宣言……４７

東根市民憲章

わたくしたちは
明るく前進する東根市民であることに誇りをもち
愛する郷土のかがやかしい未来をひらくため
この憲章を定めます

一　自然を愛し　環境をととのえ　美しいまちをつくります

一　奉仕と感謝の輪を広げ　あたたかいまちをつくります

一　からだをきたえ楽しく働き　豊かなまちをつくります

一　教養を深め　香り高い文化のまちをつくります

一　きまりを守り進んで力をあわせ　住みよいまちをつくります

（昭和５２年１１月３日制定）

東根市教育等に関する施策の大綱（基本的な方針と施策の展開方向）

１　豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

思いやりの心や規範意識などを身につけるとともに、自他の生命と生き方を尊重し、共生社会を実現しようとする心を育てる教育を推進します。

また、新たな未来を切り拓いていこうとするたくましい心と体を育てる教育を推進します。

２　社会の変化に対応していく確かな学力を付ける教育の推進

学校における授業改善の取組みを支援し、子どもたちに、社会の変化や課題に主体的・協働的に取組み、課題を解決していくための基礎となる資質・能力を身に付けさせます。

また、グローバル化や高度情報化に対応した外国語教育・国際理解教育及び ICT を活用した教育を推進します。

３　確かな学びを支える教育環境の充実

学校施設等の高度情報化などの新しい教育や防犯・防災上の性能向上に対応した教育環境の整備を図ります。

また、環境ＩＳＯやＳＤＧｓ達成、ゼロカーボンシティ実現など、持続可能な社会の実現に向けた環境教育を推進します。

４　特色ある教育活動により、郷土を愛する心を涵養する教育の推進

郷土を学ぶ学習や地域の資源を活用した様々な体験活動、地域の多様な産業の特徴や魅力を学ぶ機会をとおして、郷土愛や誇りを育み、東根市の将来を担う人材の育成を図ります。

５　地域の資源を活かし、地域の教育力を高める生涯学習の充実

地域公民館を拠点として、幅広い世代の交流機会や地域の特性に応じた学習機会を提供するとともに、市民と行政の協働による生涯学習環境の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域との連携・協働を推進し、青少年の健全育成を推進します。

６　地域に活力を与え、生きがいにつながる芸術・文化・スポーツ活動の推進

芸術・文化の拠点であるまなびあテラスと東の杜をさらに活用し、各種団体等の多様な活動を支援するとともに、優れた芸術、文化に触れる機会の充実を図ります。

また、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、社会体育施設を活用した活動の支援や指導体制の充実を図ります。

１　豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

思いやりの心や規範意識などを身につけるとともに、自他の生命と生き方を尊重し、共生社会を実現しようとする心を育てる教育を推進します。
また、新たな未来を切り拓いていこうとするたくましい心と体を育てる教育を推進します。

【主な施策の展開方向】

(1) 豊かな人間形成を育む教育の推進

○生命を尊重する心、正義感や公正さを重んずる心など、他人を思いやる心を育む教育を推進します。
○子どもたちへの人権教育を通して人間尊重の精神を培い、感謝の気持ち及び自己有用感を育み、人間としての在り方、生き方の自覚を深めるよう努めます。
○先人から受け継いだ一人一人の生命を、次の世代につなげていくことの大切さを学び、生きる喜びを感じる教育を行います。

(2) 健やかな体を育むための教育の推進

○学校給食の充実と食育を推進するとともに、日本体育大学との連携による体づくりを進めるなど、健康づくりの大切さを学ぶ教育を推進します。

(3) 共に認め合い、共に生きる社会の形成に関する教育の推進

○多様性を尊重し、認め合うとともに、他者と協働していく力を育成する教育を行います。
○授業や行事をとおして、子どもが主体的に取組む場面づくりを行い、互いに協力することの重要さと、他者とのつながりを感じるような場面づくりを行います。
○学校・家庭・地域が連携し、いじめの早期発見と防止に向けた取組みを推進します。

２　社会の変化に対応していく確かな学力を付ける教育の推進

学校における授業改善の取組みを支援し、子どもたちに、社会の変化や課題に主体的・協働的に取組み、課題を解決していくための基礎となる資質・能力を身に付けさせます。
また、グローバル化や高度情報化に対応した外国語教育・国際理解教育及びＩＣＴを活用した教育を推進します。

【主な施策の展開方向】

(1) 子どもの学力向上に向けた取組みの充実

○教職員の研修等の機会を充実し、その資質・能力の向上を図るとともに、GIGAスクール構想に基づく、ICTをより活用した学習の充実に取組みます。
○個性を伸ばし、自主性と創造性を養う教育の充実を目指して、思考力・判断力・表現力を重視した授業に努めるとともに、主体的に学ぶ力を育成します。

(2) グローバル化等に対応する実践的な力の育成

○グローバル社会への対応に必要なコミュニケーション力を養うため、英語教育を推進し、読む、聞く、話す、書く力の育成に努めるとともに、外国の異文化に触れる機会の創出を図り、より広い視野から課題に取組む力を育成します。

(3) 自己実現を図るための教育の推進

○小学校では、児童自らが将来の生き方について考え、夢や希望を育むキャリア教育に努めます。
○中学校では、明確な目的意識をもって日々の学校生活に取組み、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定するなど、社会人・職業人として自立できるようキャリア教育の充実に努めます。

3　確かな学びを支える教育環境の充実

学校施設等の高度情報化などの新しい教育や防犯・防災上の性能向上に対応した教育環境の整備を図ります。

また、環境ＩＳＯやＳＤＧｓ達成、ゼロカーボンシティー実現など、持続可能な社会の実現に向けた環境教育を推進します。

【主な施策の展開方向】

(1) 校舎の計画的な整備等による良好な学習環境の確保

○長寿命化計画に基づき、学校施設等の適正な維持管理や改修を行い、安全で快適に学べる教育環境を確保します。
○学校の安全管理体制の整備とともに、関係機関と連携した通学路の安全対策に取り組みます。

(2) 開かれた学校づくりの推進

○学校運営協議会制度の導入を検討し、地域と学校とが一体となって子どもたちを育む「地域と共にある学校」づくりを目指します。
○授業の公開や積極的な情報発信を通して、家庭や地域により開かれた学校づくりを推進します。

4　特色ある教育活動により、郷土を愛する心を涵養する教育の推進

郷土を学ぶ学習や地域の資源を活用した様々な体験活動、地域の多様な産業の特徴や魅力を学ぶ機会をとおして、郷土愛や誇りを育み、東根市の将来を担う人材の育成を図ります。

【主な施策の展開方向】

(1) 発達段階に応じた郷土愛の醸成

○地域の歴史や移り変わりのほか、そのよさや魅力と課題を学ぶ機会をとおして、郷土愛の醸成を図ります。
○「果樹王国ひがしね」のこれまでの取組みと現状について理解を深めるとともに、持続・発展させていく担い手を育成します。

(2) 特色ある学校経営の推進

○特色ある学校経営を推進し、地域を学ぶ機会の充実を図るとともに、国際交流などのより広い視野をもった活動に取組むなど、学校活動のさらなる充実を図ります。
○地域住民や事業所と連携し、地域の特色を活かした体験活動などを通して、地域コミュニティの拠点である学校と地域との関係を活性化し、もって地域の振興につなげます。
○高崎小学校に小規模校特認校制度を導入し、自然環境や地域資源などを活かした魅力ある学校づくりを進めます。

(3) 郷土の歴史と文化の継承の推進

○文化財や伝統芸能、伝承文化について、保存・活用する体制づくりを支援し、地域振興に寄与する人材を育成します。
○地域の伝統や文化に触れる学習機会を設け、地域の魅力を発見し、地域を考える機会をつくります。

(4) 教育機会の確保と地域を担う人材育成のための教育

○奨学金制度の充実を図り、広く教育を受ける機会を確保するとともに、地域を担う人材の育成を支援していきます。

５　地域の資源を活かし、地域の教育力を高める生涯学習の充実

地域公民館を拠点として、幅広い世代の交流機会や地域の特性に応じた学習機会を提供するとともに、市民と行政の協働による生涯学習環境の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域との連携・協働を推進し、青少年の健全育成を推進します。

【主な施策の展開方向】

(1) 地域に根ざした生涯学習活動の推進

○幅広い年代と地域特性に対応した学習機会の充実を図ります。
○自主的学習活動を支援するために発表の機会等を提供し、機運の醸成を図ります。
○共に支え合い、交流する地域社会づくりを推進するため、社会貢献活動や地域福祉活動などを支援します。

(2) 生涯学習推進のための環境整備

○生涯学習活動における地域公民館の有効活用に努め、集い・学びを深める公民館機能の向上を図ります。
○活力ある地域の維持・発展に向けて、各施設を活用した市民の生涯学習活動を支援します。

(3) 青少年の健全育成推進

○家庭・学校・地域の相互連携・協働を推進します。
○子どもたちを取り巻く環境の変化について情報共有のうえ、時代に即した見守りと育成を行います。

(4) 遊育・共育の普及と実践

○楽しく自由でのびのびとした遊びを通して、将来を担う心身ともにたくましい子どもを育む「遊育」を実施します。
○子どもと共に学び共に育つ環境を整え、家庭・学校・地域の連携による「共育」を推進します。

６　地域に活力を与え、生きがいにつながる芸術・文化・スポーツ活動の推進

芸術・文化の拠点であるまなびあテラスと東の杜をさらに活用し、各種団体等の多様な活動を支援するとともに、優れた芸術、文化に触れる機会の充実を図ります。

また、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことが出来るよう、社会体育施設を活用した活動の支援や指導体制の充実を図ります。

【主な施策の展開方向】

(1) 多様な芸術文化活動の推進

○芸術文化活動団体等との連携により、市民の活発な芸術文化活動を支援し、芸術文化活動に対する意欲を高めていきます。
○まなびあテラスや東の杜における魅力ある企画展示やイベントを充実するとともに、積極的な活用を図り、多様な活動を支援します。

(2) 生涯スポーツの推進

○市民が健康で心豊かに暮らせるよう「市民ひとり１スポーツ」の推進を図り、学校、地域、競技団体等や日本体育大学との連携により、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図ります。

「東根市の教育」の全体構想

第５次東根市総合計画

□目指す将来像

めざす都市像：豊かな環境　みんなが選ぶ　住みよいまち

めざす市民像：創造し　支え合う　心豊かな市民

めざす行政像：大けやき行政

□まちづくりの目標（抜粋）

心豊かな人を育てる　教育と文化のまち

第６次山形県教育振興計画

○基本目標

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

<テーマ>

つなぐ　～いのち、学び、地域～

こころ豊かな人が輝く　教育と文化のまち

東根市教育等に関する施策の大綱

東根市がめざす子ども像

意欲をもって前向きに学ぶ子ども

自ら目標を立て、その達成に向かって自立して学習を進める子ども

学校では、基礎となる学力、学習への構え、そして学びかたを身につけさせながら、子どもたちが未来への夢や憧れをもてるよう、創造的で活力に満ちた明るく楽しい学校づくりに努めます。

真心をもって人と接する子ども

分け隔てなく人とかかわりながら、人を愛し感謝の気持ちを忘れない心豊かな子ども

家庭と協力して、コミュニケーションを大切にしながら、いのちの尊さ、かかわりの大切さを実感できる教育を実践していきます。

自然を愛し、ものを大切にする子ども

自然の美しさ、豊かさにふれる本物の体験をとおし、心から自然を愛する子ども

「ひがしね子ども環境宣言」により、足るを知り、人に、ものに、地球にやさしい環境保全活動を実践していきます。

管理課の施策　**施設課の施策**　**生涯学習課の施策**

管理課の基本方針と施策

Ⅰ　基本方針

東根市では「めざす子ども像」として「夢をもって前向きに学ぶ子ども」「真心をもって人と接する子ども」「自然を愛し、ものを大切にする子ども」を掲げ、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成をめざしている。特に大切にしたいのは、子どもたちが決して受け身ではなく主体的に課題をとらえ、自分の頭でしっかりと考える能動的な力。さらに他の人と協働的に課題を解決する力。そして、共により良い社会をつくろうとする態度を育てることである。こうした教育を具現化すべく、本市では「教育大綱」の下、「基礎的な知識・技能の習得と課題解決に必要な思考力・判断力・表現力」「命の尊さや人とのかかわりを大切にする心」「郷土を愛する心」などを育てる教育施策を展開する。

まず、先進校の調査研究や、大学教授等によるスーパーバイズ、学級経営力向上研修などによる「大けやき授業力向上プラン」を実施し、教員の担任力向上に努める。これにより教員の資質･能力の向上を図り、小中学生の生きる力、確かな学力を育んでいく。

未来を担う子どもたちがグローバルな社会の中で力を発揮できるようにするために、理科、算数・数学、英語といった教科指導の充実は必要不可欠である。引き続きすべての小中学校に「学力向上支援員」を配置して、算数・数学の授業支援の充実を図っていくほか、各中学校区に配置された７名のＡＬＴ（外国語指導助手）の効果的な活用の一層の推進と英語検定の助成により、語学学習への意欲を喚起する。こうした人的・経済的支援により、各学校の学習内容や習熟度に応じた、ティームティーチングやコース別学習などの指導方法の工夫を支援したりすることで、本市の子どもたちの学力向上を大きく推進する。

県内でもいち早く整備に取り組んできた「GIGA スクール構想」に基づく１人１台の PC 整備と高速大容量通信ネットワークの整備がこのたび完了した。これらの機器を活用した「学びの深化」や学習活動の一層の充実、授業改善に向けたＩＣＴ支援員の配置や指導体制の充実を図るための研究・研修体制づくりを推進していく。

また、本市においても在住、来訪する外国人が増加しており、様々な分野においてグローバル化が進んでいる 。ドイツのインゲルハイム アム ライン市との交流や東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、国際交流や共生社会の実現に向けた取り組み等多様な教育活動を展開することによって、国際理解教育を推進する。

特別な支援を要する児童について就学前からの切れ目ない相談、支援を行うほか、より適切な支援となるよう、必要に応じて関係機関と連携を図る。

さらに、発達障がいや不適応などの困り感を抱える子どもの実態に即して、「適応指導教室」「心の教室相談員」や「スクールサポーター」による適切な支援を行い、特別支援教育の一層の充実を図る。

県立東桜学館中学校の開校から６年目を迎え、「スマイルサミット」や「算数・数学チャレンジカップ」などの事業を通した交流によって、市内の小中学校が切磋琢磨する

風土が醸成されており、相互にプラスの波及効果が生まれている。その勢いを増すためにも、各小中学校において、これまで以上に「特色ある学校経営」に向けた取り組みが求められる。

一方、急速な情報化やグローバル化の進展などに伴い、学校現場に求められる役割が拡大しており、教員の業務負担の軽減が喫緊の課題となっている。教員の働き方改革を推進し、教育の質の向上を図るとともに、子どもに向き合う時間の充実を図るため、全小中学校に統合型校務支援システムを導入する。

こうした様々な取り組みを通して、小中学校の教職員が力を合わせて、子どもたちの一人一人に「確かな学び」を保障する、きめ細やかで質の高い授業づくりや豊かな教育活動の展開を支援、推進していく。

一方、新型コロナウイルス対策については、感染拡大防止に努めるとともに、小中学生の成長、学びにとってかけがえのない「とき」を充実したものにするよう、カリキュラムマネジメントを通し、魅力ある活動が展開できるよう支援していく。

Ⅱ　施策

１　豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

(1)豊かな人間形成を育む教育の推進

・　「いのちの教育」全体計画の改善に努め、各学校・地域の特色を活かした指導の一層の充実を図ります。
児童生徒理解を基盤とした居場所づくりを組織的・計画的に行い、一人一人の自尊感情を育み、校内外の教育資源を活用した魅力ある学校づくりを推進します。

(2)幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続、家庭との連携強化

・　幼児期における「遊び」を通した総合的な学びから小学校の学習への円滑な移行をめざし、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な「学び」に向かうような接続を推進します。併せて、家庭との連携も強化し、幼児共育の推進を図ります。

・　市内保育所や児童センター、私立幼稚園等に在園する幼児について、就学に向けて早期から情報共有を図り、切れ目のない、適切な教育支援に繋げます。

(3)いじめ、非行、不登校などの防止と対応及び教育相談体制の充実

・　「東根市いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応ができるよう学校を支援します。

・　児童生徒一人一人を理解し、児童生徒の学級満足度と学校生活意欲度をとら

えるために、「Ｑ－Ｕアンケート」（５月・10 月実施）を実施します。また、その結果をもとに教員研修を行い、各校での更なる有効活用を促し、いじめ・不登校の未然防止を図ります。

・　教育相談員等（県スクールカウンセラー、県教育相談員、県子どもふれあいサポーター、市心の教室相談員）を全小中学校に配置し、定期的または適時の教育相談の充実に努めます。

・　市適応指導教室の教育相談指導員の２名体制を継続し、週５日の開設を維持し、児童生徒や保護者の相談に対してきめ細やかな支援に努めます。さらに、家庭、地域、学校や関係機関との連携による組織的な支援体制を整え、不登校児童生徒へ丁寧に支援します。

・　山形県教育委員会より SSWC（スクールソーシャルワークコーディネーター）の派遣を受け、個別具体的な事案でのより適切な助言・指導を受けるとともに、専門的な知見を活かし、保護者に対する研修会等においても広く活用を図ります。

(4)特別支援教育の充実

・　就学前から社会参加に至る切れ目ない支援体制を整えるため、保護者に対して子どもの実態に応じた支援について就学相談を実施し、指導助言を行います。

・　個に応じたきめ細かな指導と支援体制の充実を図るため、配慮や支援が必要な児童生徒について「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用を一層推進します。

・　特別な支援や配慮が必要な児童に対し、「スクールサポーター」を配置し、自立に向けた学習支援や生活支援を行います。

・　インクルーシブ教育システムの理念の下、交流等を通して、障がいの有無に関わらず、共に学び共に活躍することができる環境づくりを目指します。

・　障がいのある児童生徒について、可能性を最大限に伸ばす指導支援の方法について保護者とともに考え、必要に応じて、子育て健康課及び福祉課等の関係機関と連携しながら適切な教育支援に繋げます。

(5)道徳教育の充実

・　道徳の時間を「要」とし、教育活動全体で道徳教育を推進します。道徳的な課題を自分自身の問題と捉えた「考える道徳」、「議論する道徳」へ向けて、道徳教育推進教師を中心に、全教職員で道徳教育の充実を図ります。

・　いじめ問題への対応の充実等を踏まえ、自分と他者の生命と生き方を尊重する「いのちをつなぐ教育」の推進に努めます。

(6)望ましい部活動の実施環境の構築

・　東根市中学校部活動方針と新型コロナウイルス下の部活動ガイドラインに基づき、各校における適切な部活動の実施を引き続き推進するとともに、各中学

校に部活動支援員を配置し、教員の働き方改革の推進という観点からの取り組みも進めていきます。

２　社会の変化に対応していく確かな学力を付ける教育の推進

(1)小中学校教育の充実

・　２年目となる「大けやき授業力向上プラン」では、大学教授等によるスーパーバイズ研修や先進校調査研究等の実施により、教員の資質・能力の向上を図ります。
・　昨年度、変更した市教委委嘱研究は、今年度も希望により２校程度の委嘱（３か年継続）として実施します。
・　各校に学力向上支援員を１名配置し、主に算数・数学の授業で教材研究や授業づくりなどの支援を行います。なお、小規模特認校である高崎小学校では、複式学級におけるきめ細やかな支援にあたるため、引き続き１名増員して配置します。
・　豊かで幅広い教育実践力をもつ教員経験者を、学校の計画に基づいて学習支援ボランティアとして派遣します。小学校の大規模校に対しては、学級経営の安定への寄与や学校課題解決に向けて「授業サポート」を、中学校に対しては、別室に登校する生徒が落ち着いた環境の中で学習や心の安心・安定を図ることができるよう、「別室登校サポート」を実施します。

(2)情報教育の推進

・　「ＧＩＧＡスクール構想」の実現に向けてＩＣＴ支援員を各学校に派遣し、各学校の実態とニーズに応じた支援に努めます。
・　市小中学校ＩＣＴ教育推進委員会を組織し、各学校の実態をしっかりと把握し、これまでの実践とＩＣＴとのベストミックスを図りつつ、学習場面に応じたより効果的なＩＣＴ活用について研究・研修を行います。
・　北村山視聴覚教育センターとの連携をより密にし、新学習指導要領や各学校のニーズをふまえつつ、学習の基盤となる資質･能力である「情報活用能力」の育成に向けた実践的な研修会を開催します。
・　情報モラル教育を系統的・体系的に行うとともに、情報化社会の有用性と危険性や家庭内でのルールづくりなどについて、保護者への啓発を行います。

(3)国際理解教育の推進

・　多くの国が参加する東京オリンピック・パラリンピックは国際理解教育の絶好の機会ととらえ、広い視野をもち、国籍・人種等にとらわれない人と人の相互理解、相互交流を深める各学校の特色ある取組みを支援します。

(4)外国語教育の充実

・　教員の指導力向上のために、国や県のリーダー養成研修に積極的に派遣するとともに、研修成果を市内の授業改善に資するための研修を充実させます。
・　７名の外国語指導助手（ＡＬＴ）を各中学校区に配置し、外国語の授業の質向上を図ります。
・　小学校教員の企画運営による「小学校版 English Camp」及び中学校教員の企画運営による「中学校版 English Camp」を実施し、実践的なコミュニケーション能力の育成を図るとともにグローバルな人材の育成に努めます。
・　英語力向上に対する生徒の意欲の喚起と学校で習得した英語能力の測定をねらいとして、英語検定受検支援制度（中学２・３年生を対象とし、年１回、４ 級以上の検定費用を市が負担する。）を継続します。

(5)理・数教育の充実

・　「サイエンスアカデミー」、「算数・数学チャレンジカップ」を開催し、理・数系教科に対する興味や関心を醸成します。

３　確かな学びを支える教育環境の充実

(1)環境教育、福祉教育、男女共同参画教育など社会の要請に基づく教育の推進

・　本市は、「ゼロカーボンシティー」宣言を行っており、学校版の環境ＩＳＯである「さくらんぼ環境ＩＳＯ」も継続して取り組みながら、環境に対する意識を家庭にも広げられるよう取り組みます。
児童生徒が将来の地球環境を見据え、主体的に実践することで、環境保全や持続可能な循環型社会を形成しようとする意識の醸成を図ります。
・　「共生社会ホストタウン」登録に伴う関連事業への積極的な参加・協力を通して、共生社会の実現に向けた意識を高めます。さらに、男女共同参画など社 会の要請に基づき、時勢に応じた教育に取り組みます。

(2)学校安全管理対策、安全教育の推進

・　東根市ハザードマップ（洪水：R1、地震：H24、土砂災害：H28）なども参考にしながら、災害発生時でも教職員が児童・生徒に対して適切な指示や指導ができるよう取り組みます。
・　通学路の安全点検を定期的に実施し、学校や関係機関などの協力を得ながら危険箇所の改善に努めます。
・　各校の学校安全ボランティアや子どもの見守り活動の協力を得ながら、児童生徒の安心安全な登下校並びに不審者対策を一層推進します。
・　児童生徒に対して、危険を予測して事故を未然に防いだり、災害発生時に適切な判断をして行動したりする、「自分の命は自分で守る」能力を身に付けさせるための安全教育の充実を図ります。

(3)学校における働き方改革の推進

・　学校現場に求められる役割が拡大する中、教員の業務負担の軽減が喫緊の課題となっている。教員の多忙化を解消し、教員の質の向上を図るとともに児童生徒に向き合う時間の充実を図るため、今年度から全小中学校において統合型校務支援システムを導入します。

４　特色ある教育活動により、郷土を愛する心を涵養する教育の推進

(1)郷土愛の醸成

・　読解力の育成や郷土愛の醸成などを推進するため、小学５年生から中学３年生の全学級で、「１学級１新聞」事業を継続するとともに、中学校には、ウェブブラウザで掲載記事を検索できる「記事データベース」を導入します。

・　学校行事や地域行事を通した地域との連携や、郷土の教育資源を活用した多様な体験・交流活動を工夫し、郷土に対する理解を深める教育を推進することで、郷土愛の醸成を図ります。

(2)家庭、地域と連携した指導体制の強化

・　学校評議員制度の活用や、学校評価（内部評価・学校関係者評価等）の効果的な活用により、学校経営の改善を図ります。

・　地域とよりつながりのある教育活動を推進するために、学校運営協議会の設置や市内小中学校に応じたコミュニティスクールの在り方について研究を始めます。

(3)小規模特認校制度の推進

・　特色である外国語活動（英語教育）や放課後子ども教室（高崎地区アフタースクール）の実施を支援することにより、小規模特認校制度を導入した高崎小学校の更なる活性化を図ります。

(4)ボランティア活動の充実

・　校内や地域住民や企業と連携したボランティア活動などを通して、児童生徒の豊かな人間性を育む取組みを支援します。さらに、それらの活動を通して、地域コミュニティの拠点である学校を活性化します。

５　食育の実践と学校給食の充実

(1)望ましい食習慣と豊かな人間関係を育む給食指導の充実

・　「東根市食育推進計画」及び「東根市学校給食センター食育年間計画」を基に、学校と連携し給食の時間や各教科の学習において、各学年に応じた食に関する指導の充実に努めます。

・　自然の恵みと食材の「いのち」をいただくことへの感謝、食事を作ってくれる人に対する感謝の気持ちをもち、食材の産地、地域や暮らしとのつながりなどの話題に触れながら、食生活の基礎となる食事の準備と後片付け等の習慣を育みます。
・　自らの健康を自ら考える自己管理能力やマナーを培うため、小学校６年生と中学校３年生を対象にバイキング給食を実施します。

(2)学校給食への理解の推進

・　「学校給食ランチタイム」を通じ、学校給食の内容について市民の関心と理解を深めるとともに、各学校と連携し、保護者試食会の開催や栄養指導を積極的に実施します。
・ 市報や市のホームページ、家庭配布用献立表等を積極的に利用し、広報活動の充実を図ります。
・　給食への関心と楽しみをより高めるため、児童・生徒からの意見を聞きながら、栄養バランスのとれたリクエストメニュー給食を月１回程度実施します。

(3)地元産食材の積極的活用による学校給食の推進

・　「東根市食育・地産地消推進計画」を基に、学校給食へ地場産物を積極的に活用し、地域の食文化、食に関わる産業、自然の恵みなどに対する児童・生徒の関心と理解を深めます。
・　関係機関と連携･協力し、地元産食材を活用した給食内容の充実を図ります。

(4)衛生管理の徹底及び学校給食の安全性の確保

・　「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理の基準」等に基づいた調理運営等を行うとともに、食中毒や異物混入防止のために、委託事業者や納入業者への指導を徹底し、かつ学校との情報共有と連携を緊密にして、安全性の確保に努めます。
・　食品添加物及び遺伝子組換え食品の使用を避け、納入業者へ生産（出荷）証明書、冷凍・加工食品については、原料組成表・成分表の添付を義務付けし、食材の安全を確保します。
・　調理過程においては、食材の品質や異物が混入していないか等入念な確認と十分な洗浄作業及び加熱処理を行うとともに、調理後の定期的な放射性物質検査を実施し、学校給食の安心感の向上と安全性を確保します。

(5)食物アレルギーへの対応

・　市内全児童・生徒を対象とした４品目(乳製品、鶏卵、そば、落花生)に対するアレルギー除去食（代替食）の提供確認を実施します。
・　該当する児童･生徒に除去食を確実に提供するとともに、学校や担任、児童・生徒等への周知徹底を図り、誤食の防止に努めます。さらに、アナフィラキシーショック等、万が一の場合に対応できるよう校内体制を整えます。

施設課の基本方針

Ⅰ　基本方針

学校施設は、児童・生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行う場であることから、安全・安心な場所であることが基本的条件となる。さらに、災害発生時には地域住民の避難場所等防災拠点となる、地域にとっても重要な役割を担っている施設であることから、常に安全・安心な施設であることが求められている。

市内の小学校は、築後 40 年程度経過した施設が多くあり、構造体だけでなく設備においても老朽化が現れている。また、省エネルギー化等の環境面への配慮やバリアフリーへの取り組みなど、対応すべき課題が多くある。

これらを踏まえ、令和２年度に策定した東根市学校施設長寿命化計画に基づき、予防保全型管理の視点による計画的な改修、増改築等を推進するとともに、適正な維持管理に努めることで、より安全・安心で、かつ防災・防犯性能の高い施設を目指す。また、インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいを持つ児童・生徒が十分に教育を受けることが出来るよう、必要に応じ基礎的環境の整備に努める。併せて、生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の場でもあることから、地域に開かれた学校として利活用できるよう施設の充実を図る。

社会教育及び社会体育施設については、生涯学習活動の拠点施設と位置付け、市民がより利活用しやすい施設となるよう、適正な維持管理、計画的な改修整備を実施することにより機能の充実を図る。

Ⅱ　施　策

１　確かな学びを支える教育環境の充実

(1)　学校教育施設の整備

①　校舎等の計画的な整備による良好な学習環境の確保

ア　神町小学校移転改築事業

神町小学校施設の老朽化に伴う移転改築工事が令和２年度に完成したことに伴い、神町小学校旧校舎及び講堂等の解体工事を実施します。

令和３年度　神町小学校旧校舎・講堂等解体工事

イ　神町中学校増築事業

現在、生徒数の増加に伴う教室不足に対し、仮設校舎をリースし対応していますが、今後の生徒数の推移予測を踏まえ、校舎を増築し、充実した教育環境を整備します。（令和３年度：増築工事実施設計　用地物件調査等）

ウ　仮設校舎リース事業

神町中学校仮設校舎については、校舎の増築を実施することから、増築校舎が完成するまでリースを継続します。

東根中部小学校仮設校舎については、学区内において活発な宅地開発が見られることから、今後の児童数の推移を注視しながら、増築について検討していくこととし、仮設校舎のリースを継続します。

②　施設設備の計画的な維持修繕

ア　学校施設長寿命化改良事業

令和２年度に策定された東根市学校施設長寿命化計画に基づき、これまでの対処療法的な施設管理から、予防保全型管理の視点による計画的な改修、増改築、設備の更新、環境や共生社会への配慮等を実施することで、施設や設備の機能を良好な状態に保つとともに、トータルコストの削減と予算の平準化を図ります。

イ　学校施設の維持管理事業

教育施設、設備の維持管理については，学校における日常の点検を強化するとともに、専門業者への業務委託を行い適正な維持管理に努めます。

学校における日常点検と建物や設備の法定点検の結果をもとに、施設及び設備の不具合や劣化状況を適切に把握し計画的に改修するとともに、安全確保のため緊急に修繕が必要な場合はすみやかに対応します。

校地内における樹木や植栽について、定期的な整枝・剪定等の整備を行い、屋外教育環境の充実を図ります。

③　学校安全管理対策の充実

学校施設における安全管理の充実が求められていることから、防犯体制の強化を図るため、校内非常放送設備やインターホンの更新を計画的に推進するとともに、玄関のオートロック化や防犯カメラの設置について検討します。

(2)　社会教育・体育施設の整備

①　生涯学習施設の整備

生涯学習の拠点となっている各地区公民館の経年劣化に対応していくために、東根市社会教育施設長寿命化計画に基づき、予防保全の管理、共生のまちづくりの視点を踏まえ、計画的な改修、適正な維持管理を実施します。

また、社会体育施設については、東根市社会体育施設長寿命化計画に基づき、計画的に整備更新を実施します。

（令和３年度：地域公民館「大富、小田島、長瀞」トイレ改修工事）

生涯学習課の基本方針と施策

Ⅰ　基本方針

生涯学習とは家庭・学校・職場など、あらゆる生活の場において、一人ひとりが、自ら自由にテーマを選んで、自分にあった手段・方法を選びながら、生涯を通して学んでいくことである。様々なことを学び、仲間と交流を深め、生きがいを持つことは、元気なまちをつくる基本であり、東根創生の最重要課題である「教育力の充実」と「人づくり」を推進するため、生涯学習の果たす役割は今後ますます大きくなる。

幅広い知識を得る学習、精神的な豊かさを求める学習、心身ともに健康に過ごすための学習など、幅広い年代の多様なニーズを踏まえ、学びによって知識を深める活動、芸術・文化に触れる活動、スポーツを楽しむ活動などを推進し、心身ともに健康で市民の心の豊かさを高める生涯学習活動の充実を図る。

また、文化財や地域に根ざした独自の文化を適切に保護及び継承し、これらの歴史的価値の高い資源を活用した風格のあるまちづくりを推進する。

こうした基本的な考え方のもとに、だれもが楽しく参加することができる生涯学習社会の構築を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をふまえ、デジタル・ＩＴ技術の積極的活用など「ウィズコロナ」及び「ポストコロナ」に対応した学習機会の提供などを推進するものである。

Ⅱ　施策

１　地域の資源を活かし、地域の教育力を高める生涯学習の充実

(1) 生涯学習活動の推進

- 東根市民立大学「タントまなべ学園」の充実による学習機会を提供します
- リモートによる講座等の推進により多様化する学習ニーズへ対応するほか、ＳＮＳなどを活用するなど、学習機会や学習情報を積極的に発信します。
- 地域公民館、まなびあテラス、東の杜等の各施設の機能充実と効果的な活用を図るとともに関係機関及び指定管理者と連携した魅力ある生涯学習活動を推進します。
- 交流会やワークショップ等を開催により、参加者自身の企画力を高め、自らが積極的に生涯学習活動を推進することを支援します。

(2) 生涯学習推進のための環境の整備

- 社会教育施設長寿命化計画及び社会体育施設長寿命化計画に基づき、各施設の適正な管理に努めるとともに、共生社会への対応並びに長寿命化を図ってい

きます。

・　集会施設等施設整備費補助制度の活用により各地区集会施設等が地域の生涯学習活動の拠点としての機能を発揮できるよう、地域による施設整備を支援します。

・　社会教育施設にＷｉ－Ｆｉ等施設のＩＣＴ環境を整備することにより、新しい生活様式の中における効果的な生涯学習活動の推進を図ります。

(3) 青少年の健全育成

・　学校、家庭、地域の連携を強め、青少年への声がけ運動や街頭指導、インターネットの安心・安全な利用の啓発などを行います。

・　学習会や研修会の実施により、青少年育成市民会議、青少年補導センター、市子どもクラブ育成連絡協議会等の組織力の強化を図るとともに、交流会等を開催し情報共有と有機的な連携を推進します。

・　地域における世代間交流、友好都市間における青少年交流を推進します
また、東根市と中央区のお互いの子どもたちの交歓をとおし、地域理解と認識を深めます。

・　放課後子供教室の充実により、児童の居場所づくりを進めます。

(4) 家庭教育の充実と地域コミュニケーションづくり

・　すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、学習機会と情報の提供を行い、学校、地域、家庭のつながりで育てる家庭教育を推進します。

・　地域づくり活動推進事業及び地域づくり活動活性化事業等の実施により、地域活動を支援し、より一層の地域力の向上と地域コミュニケーションづくりを促進します。

2　地域に活力を与え、生きがいにつながる芸術・文化・スポーツ活動の推進

(1) 芸術・文化活動の推進

・　東根市芸術文化協会や関連団体、サークル等との連携を深め、自主的活動への支援を継続します。

・　指定管理者と連携し、まなびあテラスと東の杜の効果的な活用を図るとともに、それぞれの特性を活かした芸術文化活動を充実させます。

（・市民作品展示利用の促進　・魅力ある展覧会の開催による芸術作品鑑賞機会の提供　・アトリエ等での創作活動の推進　・地元出身芸術家、作家への活動の場の提供、作品展示　・スクールバスを活用した児童生徒の鑑賞機会の創出）

・　優れた芸術・多様な文化に触れる機会の充実を図ります。

（・まなびあテラス企画展の充実　・中学生を対象にした映画鑑賞助成事業による文化鑑賞機会の創出）

・　本市を代表する文化的イベントである「東根市総合文化祭」や「大ケヤキ全国書道絵画展」のさらなる充実を図ります。

(2)生涯スポーツの推進と振興

・　市民のニーズを踏まえた各種イベントやスポーツ教室の充実と健康づくり事業を各種団体等と連携のうえ推進します。
・　日本体育大学と締結した『スポーツ・健康づくり推進に関する協定』に基づき、スポーツに関する専門的な知見を有する同大学との連携事業を展開し、市民のスポーツ推進・向上を図ります。
・　総合型地域スポーツクラブ「マイ・スポーツひがしね」と関係機関や団体との連携を強化し、スポーツ教室等の拡大・充実を図るとともに、指導者等の人材確保・育成を図ります。
・　友好都市である中央区や東松島市と実施している、子どもスポーツ交流の充実を図ります。
・「モンテディオ山形」の公式ゲームを応援する「市町村応援デー」や「パブリック・ビューイング」等を通して、市民が一流のプレーに触れる機会を創出するとともに、スポーツに対する意識の啓発を図ります。
・「東北楽天ゴールデンイーグルス」による野球教室の開催をはじめとする一流指導者招致による講習会、教室等の開催に対する支援を行います。
・　県のスポーツタレント発掘事業との連携による競技力の向上を図るほか、優秀選手、スポーツ少年団の育成支援を図ります。

(3) スポーツ施設の整備と施設の利用拡大

・　社会体育施設長寿命化計画及び東根市スポーツ推進計画に基づき、共生社会への対応も含め既存スポーツ施設・設備等を計画的に整備します。
・　大森山公園内におけるクロスカントリーコースの整備、市民体育館や中央運動公園を拠点とした魅力ある事業の推進のほか、学校体育施設の有効活用により、誰もが気軽に本格的にスポーツに親しむことができる環境を充実させます。

(4) 文化財の保護と活用

・　国、県、市指定文化財の保護・継承活動の推進と支援を充実させます。特に、国指定特別天然記念物である「東根の大ケヤキ」について、より適切に管理していくための調査を行うとともに、薬剤や活性剤の散布、枯枝伐採等を通して、計画的かつ適切な維持管理を行います。
・　文化財マップ等を活用した文化財情報の発信と文化財保護に向けた意識啓発を行います。

(5) 伝統芸能、伝承文化の保護と活用

・　市指定無形民俗文化財の保存活動と伝承活動を推進します。

・　「Ｌｏｏｋ　ｆｏｒ　伝承文化」等、市民自らが運営する発表イベント等に対する支援の充実を図るなど、伝統芸能、伝承文化を通した交流を推進します。

東 根 市 教 育 委 員 会

1 教育長

ふりがな 氏　　名（性別）	就　　任　　日	任期満了予定日	前　職
もとき　まさし 元 木　正 史（男）	平成 29 年４月１日	令和６年３月 31 日	公立小学校長

2 委　員

ふりがな 氏　　名（性別）	就　　任　　日	任期満了予定日	職　業 （無職の場合は前職）
あかぎ　ゆういち 赤 木　雄 一（男） ＜教育長職務代理者＞	平成 27 年４月１日	令和４年３月 31 日	無　職 （公立小学校長）
ふくなが　いくこ 福 永　郁 子（女）	平成 29 年 12 月 10 日	令和７年３月 31 日	無　職 （公立中学校養護教諭）
きたむら　ようこ 北 村　陽 子（女）	平成 31 年４月１日	令和５年３月 31 日	農　業
きくち　ひとし 菊 地　仁 士（男）	令和２年４月１日	令和６年３月 31 日	自営業

3 教育委員会事務局の組織

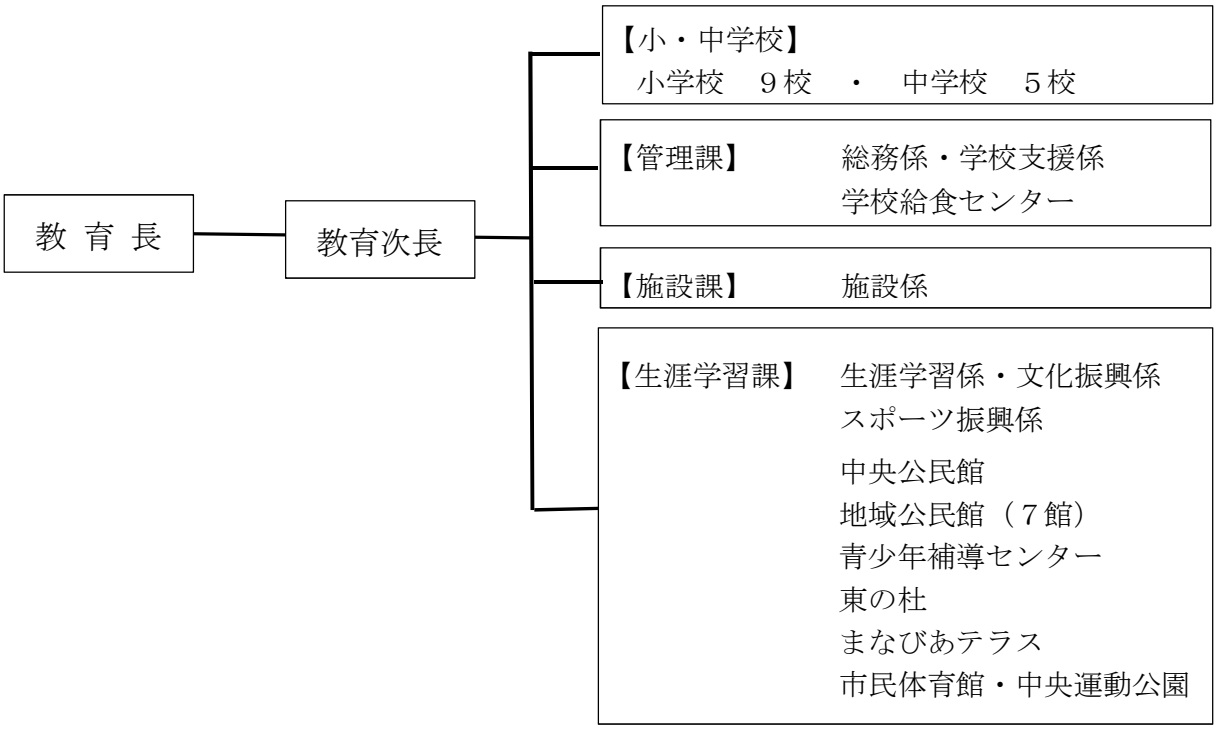

資　料

1　令和３年度教育費予算

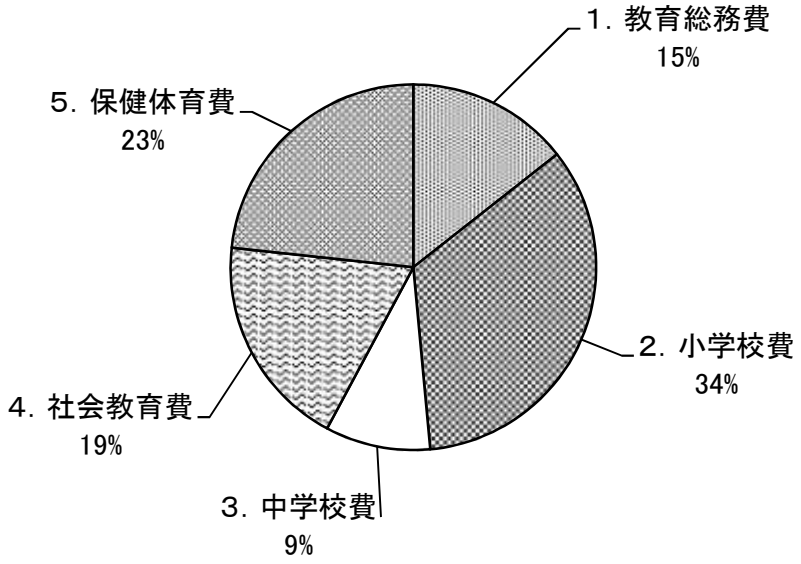

（単位:千円）

項　　目		予 算 額	前年度比較
教 育 費	1. 教育総務費	395,918	5,469
	2. 小学校費	938,929	482,480
	3. 中学校費	255,728	30,101
	4. 社会教育費	519,934	▲ 11,529
	5. 保健体育費	640,242	3,110
合　　計		2,750,751	509,631

2　児童生徒数の現況と推移

令和3年度小学校児童数（令和3年4月1日現在）

単位（人）

学校名	１年	２年	３年	４年	５年	６年	合計
東根小学校	82	87	70	79	72	87	**477**
神町小学校	66	60	50	45	75	55	**351**
東郷小学校	12	18	14	18	17	10	**89**
高崎小学校	11	9	5	10	13	14	**62**
大富小学校	32	36	46	39	38	34	**225**
小田島小学校	27	34	38	30	27	22	**178**
長瀞小学校	13	9	12	19	19	9	**81**
東根中部小学校	86	88	71	81	90	86	**502**
大森小学校	106	116	111	118	119	134	**704**
合　　計	**435**	**457**	**417**	**439**	**470**	**451**	**2, 669**

小学校児童数の10年間の推移（基準日5月1日）

単位（人）

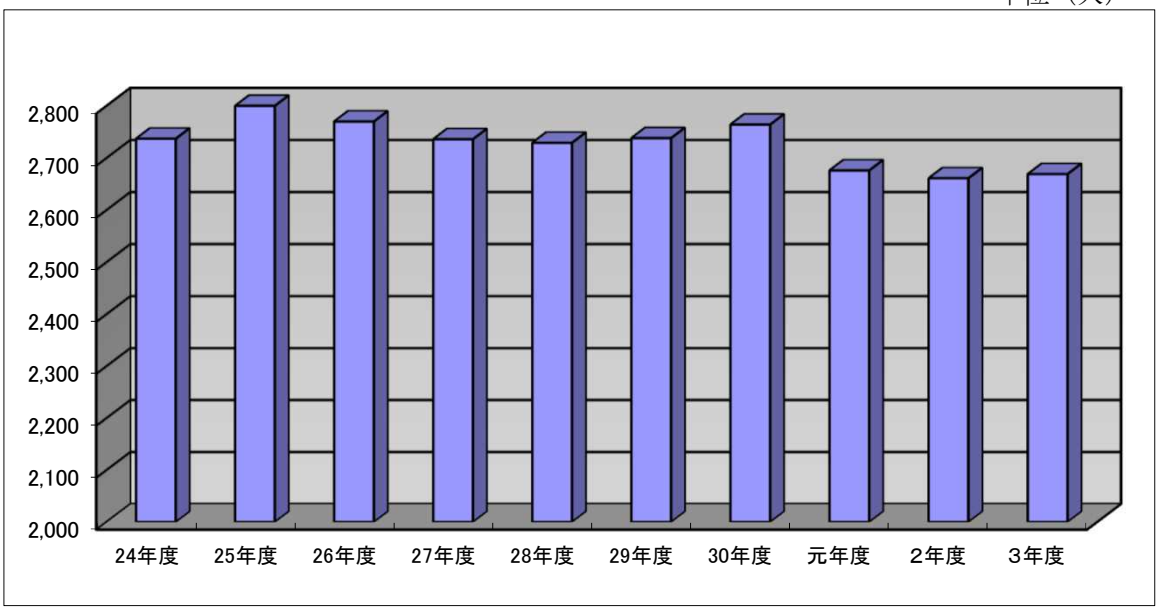

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	２年度	３年度
児童数	2, 737	2, 800	2, 770	2, 736	2, 729	2, 738	2, 764	2, 676	2, 661	2, 669
学級数	123	125	122	123	119	121	127	125	124	122
（特支学級）	(15)	(15)	(13)	(16)	(16)	(16)	(20)	(18)	(19)	(19)

＊ 学級数には特別支援学級を含む。

令和3年度中学校生徒数（令和3年4月1日現在）

単位（人）

	1　年	2　年	3　年	合計
第一中学校	144	168	179	**491**
第二中学校	42	41	33	**116**
第三中学校	22	30	29	**81**
大富中学校	34	48	50	**132**
神町中学校	145	166	160	**471**
合　　計	**387**	**453**	**451**	**1,291**

中学校生徒数の10年間の推移（基準日5月1日）

単位（人）

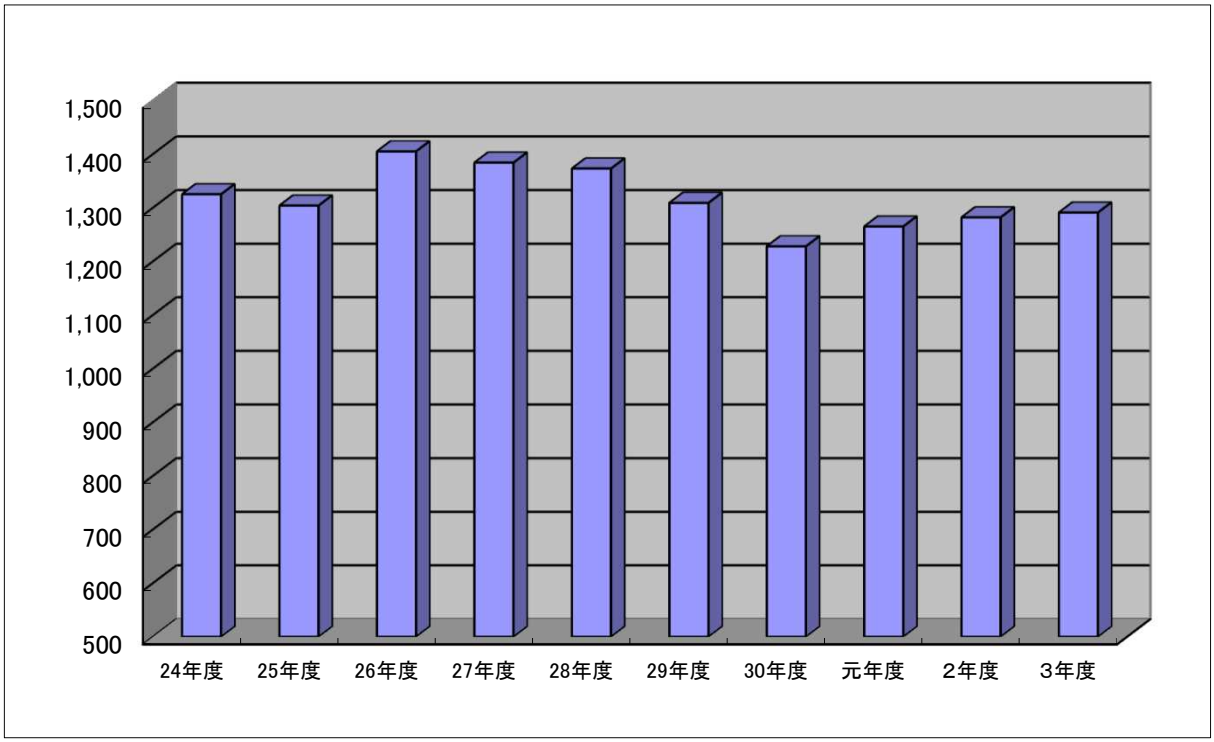

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
生徒数	1,325	1,304	1,405	1,384	1,373	1,309	1,228	1,265	1,282	1,291
学級数	54	54	56	56	53	51	49	54	53	55
（特支学級）	(7)	(8)	(8)	(8)	(7)	(8)	(9)	(11)	(9)	(12)

＊ 学級数には特別支援学級を含む。

3　学校施設の設置及び概要

［小学校］　（単位：㎡）

学校名	所　在　地	電話番号	校地面積 （借地、その他含む）	校舎面積 （リース校舎含む）	屋内運動場面積 （地連施設含む）	プール水面積
東 根 小	東根市本丸南一丁目１番１号	42-1200	20,114	7,114	1,881	325＋150
神 町 小	東根市神町南三丁目２番３号	47-0035	27,751	6,969	1,370	300+90
東 郷 小	東根市大字泉郷乙１９２２番地	44-2224	15,095	3,474	856	325
高 崎 小	東根市大字観音寺２１６２番地	44-2320	16,195	2,091	1,020	375＋72
大 富 小	東根市大字羽入８４１番地	47-0404	19,969	3,454	1,015	375＋72
小田島小	東根市大字郡山４１１番地の１	43-4449	18,777	2,586	1,029	375＋72
長 瀞 小	東根市大字長瀞１８８番地の１	42-0321	21,932	2,956	921	375＋72
東根中部小	東根市中央二丁目５番１号	43-8000	39,890	6,425	1,480	425＋90
大 森 小	東根市神町北二丁目１番１号	48-3500	25,214	7,055	1,372	325＋90
計			204,937	35,155	9,574	3,933

［中学校］　（単位：㎡）

学校名	所　在　地	電話番号	校地面積 （借地、その他含む）	校舎面積 （リース校舎含む）	屋内運動場面積 （地連施設含む）	プール水面積
第 一 中	東根市鷺の宿一丁目１番１号	42-0114	57,662	6,884	2,023	850
第 二 中	東根市大字蟹沢９５０番地の１５	42-0343	35,541	4,163	1,782	425
第 三 中	東根市大字泉郷乙１９２２番地	44-2120	38,105	3,798	1,829	425
大 富 中	東根市柏原三丁目１番１号	47-0409	46,241	3,028	1,503	325
神 町 中	東根市神町北五丁目１１番１号	48-3375	35,000	5,998	1,493	425
計			212,549	23,871	8,630	2,450

４　学校施設の整備状況

［小学校］

	東根小	神町小	東郷小	高崎小	大富小	小田島小	長瀞小	東根中部小	大森小
平成４年度以前	校（48） 校舎増（59） 体（49） プ（49）	校（49） 体（49） プ（54）	プ（46） 校（52） 体（53） 校舎増（61）	体（30） 校（53） プ（61）	校（56） 体（58） プ（59）	校（52） 体（56） プ（58）	校（54） 体（56） プ（60）		
5						校舎増			
6									
7									
8			プ						
9								校	
10								プ	
11									
12									
13									
14									
15			プ						
16				体					
17		校舎借						校舎借	
18									
19									
20									
21	耐ト								
22	耐プト		プ						
23		耐プ						体(改築) 校舎借	開校
24									
25				耐		耐プ			
26			耐プ		耐		耐		
27						天	天		
28	天			ト	プ			天 校舎借	
29		ト	ト			トプ	ト		
30				プ	ト			ト	
令和元年度	空	移転改築 空(ﾚﾝﾀﾙ)	空プ	空	空	空	空	空	空
2		移転改築							
3		既存校舎解体							

※年度は各主要等の最終完成年度(複数年工期あり）を示す。　［校→校舎、体→屋内運動場、武→武道館、プ→プール、グ→グラウンド、借→賃貸借

※平成31年度以降は予定。

※「耐」は耐震補強工事、「天」は天井落下防止工事、「ト」はトイレ洋式化工事、「空」は空調設備設置工事

［中学校］

	第一中	第二中	第三中	大富中	神町中
平成４年度以前				プ（48） 校（58） 体（60）	
5					校体武プグ
6	校体武プグ				
7					
8	グ				
9					
10					
11		校体武プグ			
12		プ			
13	グ		校体武プグ		
14			プ		
15					
16					
17					
18	グ				
19					
20					
21					
22					
23	グ				
24					校舎借
25	空	空	空	空	空
26					グ
27	天	天	天		天
28	天グ			天プ	天
29					校舎借
30				武ト	
令和元年度	ト	ト	ト		ト
2					
3					

※年度は各主要等の最終完成年度(複数年工期あり）を示す。 ［校→校舎、体→屋内運動場、武→武道館、プ→プール、グ→グラウンド、借→賃貸借校

※平成31年度以降は予定。

※「耐」は耐震補強工事、「天」は天井落下防止工事、「ト」はトイレ洋式化工事、「空」は空調設備設置工事

５　社会教育・社会体育施設

[社会教育施設]

（令和３年４月１日現在）

施　設　名	所　　在　　地	建設年次	敷地面積㎡	建物構造 延床面積㎡	電話番号
東根公民館	東根市本町6番1号	平成24年 ３月	4,746.05	鉄骨造2階建 1,256.22	42-0107
東郷公民館	東根市大字野川1184番地の1	平成２年 12月	5,800.00	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建 781.70	44-2223
高崎公民館	東根市大字観音寺2167番地の2	平成３年 ３月	2,036.58	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建 716.59	44-2530
神町公民館	東根市神町東四丁目4番8号	平成28年 ３月	2,884.21	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建 1,215.98	47-0149
大富公民館	東根市大字羽入723番地	昭和61年 ９月	3,796.34	鉄骨造2階建 777.05	47-0401
小田島公民館	東根市大字郡山672番地	昭和58年 ９月	2,989.72	鉄骨造2階建 790.46	43-4450
長瀞公民館	東根市大字長瀞1259番地	昭和58年 ３月	5,855.00	鉄骨造2階建 755.98	42-0301
東の杜	東根市本丸東3番1号	平成31年 ３月	5,332.20	木造、土蔵、レンガ造等、一部2階建 1,182.31	48-7211
まなびあテラス	東根市中央南一丁目7番3号	平成28年 7月	22,490.98 （都市公園含む）	鉄骨造、 一部RC造2階建 4,401.18	53-0223

［社会体育施設］

（令和３年４月１日現在）

施　設　名	建 設 年 次・所 在 地	規 模・施 設 内 容
東根市大森緑地公園 野球場	昭和53年６月 東根市大字東根元東根字大森5531番地 大森緑地公園地内	面積　　10,000㎡ センター　　100m
東根市大森緑地公園 テニスコート	昭和54年５月 東根市大字東根元東根字大森5531番地 大森緑地公園地内	面積　　2,062.2㎡ コート　　３面
東根市 クレー射撃場	昭和55年11月 東根市大字東根元東根字袖の沢山9637	面積　　48,500㎡ スキート　　２面 ライフル　　１面 トラップ　　１面
東根市民体育館	昭和60年11月 東根市大字東根乙1119番地の1	建築面積　5,981.74㎡ アリーナ　1,978.00㎡ 幼児高齢者体育室　408㎡ トレーニングルーム　408㎡ 研修室　103㎡ 更衣室（男女）　40㎡ 幼児室　25㎡
東根市 屋内多目的コート	平成３年12月 東根市温泉町一丁目18番地3	面積　　1,313.48㎡ ゲートボールコート　２面 テニスコート　　１面 ミーティングルーム 更衣室
東根市大森山公園 大森パーク テニスコート	平成７年10月　５面 平成８年10月　５面→７面 照明設備３面 平成９年８月　照明設備３面→７面 平成10年10月　センターコート 東根市大字東根元原方字大森北388番地	面積　　8,570㎡ テニスコート　　７面 センターコート　　１面
東根市 大森緑地公園弓道場	平成23年10月 東根市大字東根元東根字大森5531番地 大森緑地公園地内	面積　　1,087.8㎡ 射場　　79.11㎡ 的場　　25.18㎡
東根市 中央運動公園	平成28年３月 体育館、野球場、多目的運動広場 平成28年６月 プール 東根市中央西1番1号	敷地面積　31,827.47㎡ 体育館　アリーナ　1,426㎡ ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑB（1F）　267.37㎡ ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑA（1F）　215.62㎡ ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ（2F）　48.75㎡ 雨天練習場（1F）　445.62㎡ プール　競泳用25m×4コース、 レジャー用、幼児用 野球場　面積　6,879.00㎡ 少年用　センター　88.40m 多目的運動広場 面積 8,970㎡ 人工芝 115m×78m

６　事務事業の概要（管理課）

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和２年度	令和３年度
教育委員会関係			
①教育委員会会議の開催	概ね毎月開催		
②学校及び公民館の訪問指導	各学校を訪問し、施設設備の状況や学習の状況を視察し、教職員等との懇談を通して指導助言を行い、学校等の経営の充実促進を図る。 6月22日（火）高崎小、高崎公、東郷公 10月 6日（火）小田島小、長瀞小 10月 8日（金）第二中 11月 5日（金）東郷小、三中、中央運動公園 11月11日（木）大富中、小田島公、大富公		
③教育委員研修	県、北村山ブロックの会議・研修会に参加し、情報交換等を通し、資質の向上を図る。		
幼児教育振興関係			
①就学時健康診断事業	小学校就学予定者に、あらかじめ健康診断や知能検査を行い、就学予定者の心身の状況を把握し、治療や保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての相談・指導を行う。	838,000	834,000
②子育てのための施設等利用給付事業 （幼児教育・保育の無償化：令和元年10月～）	私立幼稚園（子ども子育て新制度未移行園に限る）の保育料について、月額25,700円を上限に、所得等の要件を設けずに、給付費を支払う。（国制度）	123,360,000	115,650,000
	保育の必要性が認められた場合、私立幼稚園（子ども子育て新制度未移行園に限る）における預かり保育料について、月額11,300 円を上限に、所得等の要件を設けずに、給付費を支払う。（国制度）	14,400,000	21,696,000
	一定の所得以下の世帯および第３子以降の児童（兄姉の年齢制限あり）がいる世帯について、月額4,500円を上限に、副食費の給付を行う。（国制度）	4,860,000	4,320,000
	少子化対策として、国制度の対象外となる第３子以降の児童（兄姉の年齢制限なし）がいる世帯について、月額4,500円を上限に、副食費の給付を行う。（市単独）	2,160,000	2,160,000

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和２年度	令和３年度
学校管理関係			
①スクールバス運行及び利活用事業	遠距離通学（東郷小学校）や小規模特認校通学（高崎小学校）の児童の通学時間の短縮と安全な通学を図るため、スクールバスを運行する。 また学校における課外学習の円滑な推進を図るため、スクールバスの空き時間を有効に利用する。（特色ある学校経営事業）	通学支援 5,822,000 利活用 937,000	通学支援 5,712,000 利活用 937,000
②児童生徒災害共済事業	学校管理下における児童生徒に災害等が発生した場合、災害共済金の給付を行うため「日本スポーツ振興センター災害共済事業」に加入する。	3,785,000	3,737,000
③学校災害賠償保険事業	学校施設の欠陥、管理上の過失又は教職員の指導監督上の過失により、学校管理下にある児童生徒並びに保護者等第三者に身体の障害、財産の損壊が発生し、賠償責任が生じた場合に対応するため、賠償責任保険に加入する。	473,000	473,000
④学校保健管理事業	児童・生徒及び教職員の健康診断、並びに教職員のストレスチェックを実施するとともに、学校医の保健指導により健康管理を図る。	20,849,000	21,818,000
学校教育振興関係			
①特色ある学校経営事業	各校の特色ある教育活動と充実した学校経営のための学校評価、学校評議員制等にかかる経費など、必要な費用を校長裁量で執行できる均等割・人数割配分に加え、事業提案による重点事業枠を設けて、特色ある学校づくりに対する支援を行う。 また、東京五輪・パラリンピックに関連した教育活動への支援を行う。	4,784,000	4,784,000
②小規模特認校事業	高崎小学校をモデル校とした小規模特認校制度の導入により、高崎小学校を活性化して高崎地区の振興を図る。	5,815,000	5,894,000
③学力向上支援員設置事業	学習を支援する人材を学校に配置することにより、小中学校における基礎学力の向上を図る。	31,317,000	31,071,000
④教育支援専門員設置事業	教育支援専門員を配置し、市内各小中学校における教育指導上の課題解決や支援に向け、地域における人材を活用した支援体制の在り方や具体的な支援方策を検討する。	5,624,000	5,581,400
⑤学校保健会推進事業	学校保健の振興を図り、児童生徒並びに教職員の健康増進と体位の向上を期すために、東根市学校保健会を設置し、各種事業を推進する。	350,000	350,000

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和２年度	令和３年度
⑥理科教育センター運営事業	理科教育にかかわる教員の指導法研修を行い、理科教育の振興を図る。	170,000	170,000
⑦アイジー基金運営事業	基金の利子等を運用し、産業教育及び科学教育の振興を図る。 （アイデア工作展の開催・東根少年少女発明クラブ事業の運営）	1,000,000	1,150,000
⑧語学指導事業	外国語指導助手の配置を行い、英語授業の補助指導により、語学力の向上と国際理解の促進を図る。小学校英語教科化を見据え、平成30年８月よりＡＬＴ７名体制としているほか、中学２．３年生を対象とした英検受験支援を行い、英語教育の充実を図る。	39,509,000	37,448,000
⑨教育研究委嘱支援事業	教職員の教育課程の研修及び小中連携を踏まえた研究の推進活動に対し支援を行う。 令和２年度からは、各校の手上げ方式による委嘱研究を始める。	450,000	300,000
⑩ＩＣＴ教育推進事業	第３期教育振興基本計画の目標水準に対応した教育用コンピュータを市内各小中学校に整備し、情報化社会への対応に資する。 併せて教員１人に１台の校務用コンピュータの整備や、ＩＣＴを活用した授業の充実のための研究研修等を行う。	62,847,000	44,903,000
⑪理科教育等設備整備事業	小中学校における理科教育の振興を図るため、国庫補助を受け、理科教育教材備品を整備する。（小中学校、隔年毎）（１／２）	小学校 2,700,000 国補(1,350,000)	中学校 1,500,000 国補(750,000)
⑫小学校社会科副読本作成活用事業	３、４年生向けに、東根市の歴史や身近な地域の地理などに関する副読本を作成する（隔年作成）。令和元年度に、新学習指導要領に基づく改訂版を作成済。	－	1,100,000
⑬理･数･英チャレンジｉｎひがしね事業	イングリッシュキャンプ、サイエンスアカデミー、算数・数学チャレンジカップなど、理数英への興味と理解を深める事業を実施する。	548,000	548,000
⑭学校版ＩＳＯ推進事業	さくらんぼ環境ＩＳＯへの取り組みを推進し、循環型社会の構築に向けた意識を育て、こころ豊かな児童生徒の育成をめざす。 Ｒ１．11．21　　１４校の更新認定 （共通メニュー・特色メニューの実践）	1,169,000	1,169,000
⑮国際理解をはぐくむ学校教育推進事業	グローバル社会の急速な進展に対応し、国際交流の機運醸成を図るため、学校における国際教育活動を支援する。	1,860,000	1,860,000

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和２年度	令和３年度
⑯大けやき授業改善プラン	先進校の調査研究を行ったり、専門的見地からのスーパーバイズや研修を実施し、教員の指導力向上に取り組むことで、子ども達の確かな学力をはぐくむ。	1,500,000	1,500,000
障がい児教育振興事業関係			
①特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学している児童生徒の特殊事業に鑑み、必要な援助を行い、円滑な就学の普及奨励を図る。	2,729,000 国補 (1,363,000)	2,987,000 国補 (1,492,000)
②特別支援教育推進事業	特別支援学級及び通常学級で特に支援を必要とする発達障がい児童生徒（LD、ADHD、自閉症、高機能自閉症等）の支援体制を整える。 ・ スクールサポーターの配置校（９校１８名） 東根小学校、神町小学校、東郷小学校、高崎小学校 大富小学校、小田島小学校、長瀞小学校 東根中部小学校、大森小学校	31,667,000	32,808,000
要保護・準要保護事業関係			
①　就学援助事業	家庭の経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、学用品費等を支給し、当該児童の就学の援助を図る。	33,058,000	32,815,000
児童生徒指導対策関係			
①不登校児童生徒の適応指導事業	学校と家庭の中間施設として、不登校児童生徒の教育指導、保護者に対する相談業務等を実施し、速やかな学校への復帰を図る。 ・適応指導教室（週５日の開設） 東根市白水一丁目７番21号　旧東根公民館内 080-3441-1409 ・ゆっくりいこう会（保護者相談） また、別室登校児童生徒に対して教員ＯＢを派遣し、学習面の支援を図ることで、円滑な学級復帰につなげる。	3,144,000	3,231,000
②心の教室相談指導員設置事業	生徒の話し相手や悩みの相談、地域と学校の橋渡し、その他の教育活動の援助を図るため、心の教室相談員を配置する。 ・心の教室相談員等の配置校	3,096,000	3,105,000

（単位：円）

事務事業名	内　　容	予算額	
		令和２年度	令和３年度
	【市費負担】10校７名 東根小学校、神町小学校、東郷小学校、高崎小学校、 大富小学校、小田島小学校、長瀞小学校、大森小学校、 第一中学校、神町中学校 【県費負担】６校９名 東根中部小学校、第一中学校、第二中学校、第三中学校、 大富中学校、神町中学校		
④感性教育推進事業	交響楽団による音楽鑑賞を開催し、児童生徒の感性の向上を図り、情操教育の推進に資する。	1,102,000 県補(163)	1,594,000 県補(268)
学校給食センター維持管理事業			
①学校給食センター整備等事業	ＰＦＩにより整備した施設の運営維持管理業務を一体的に委託する。	258,828,000	264,686,000
②学校給食事業	安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供する。	253,705,000	248,918,000
③米飯給食応援・地産地消推進事業	食材価格の高騰等の現状や地産地消推進の観点から、栄養素の充足と保護者負担の軽減を目的として、新たに米飯食とパン食の差額相当分を市で負担する。	12,250,000	12,250,000

7　事務事業の概要（施設課）

（　単位　円　）

事務事業名	内　　容	予算額（請負額）	
		２年度	３年度
学校施設維持関係			
①施設維持事業	施設の維持修繕業務、施設設備の維持管理業務委託のほか、計画的に学校施設の改修を行う。		
	[小学校]		
	・東根小学校高圧気中開閉器改修工事	836,000	
	・小田島小学校遊具撤去工事	404,148	
	・長瀞小学校遊具設置工事	1,925,000	
	・東根中部小学校浸透桝設置工事	2,420,000	
	・東根中部小学校給水ポンプ更新工事	1,100,000	
	・東郷小学校屋根改修工事		*********
	・東郷小学校下水道切替工事		*********
	・長瀞小学校舗装改修工事		*********
	・高崎小遊具設置工事		*********
	[中学校]		
	・第一中学校高圧ケーブル改修工事	827,200	
	・第二中学校図書室エアコン改修工事	2,475,000	
	・大富中学校講堂屋根改修工事	17,050,000	
	・神町中学校プール改修工事	5,500,000	
	・神町中学校プールポンプ改修工事	1,287,000	
	・第三中学校プールポンプ改修工事		*********
	・大富中学校キュービクル改修工事		*********
学校建設整備関係	ＰＦＩ事業により整備した大森小学校の施設建設費及び維持管理費用		
①大森小学校整備等事業	・施設整備費	42,053,451	41,435,000
	・維持管理費	21,005,954	21,006,000
②小学校仮設校舎リース事業	・東根中部小学校仮設校舎リース事業	7,128,550	*********

（ 単位 円 ）

事務事業名	内　　容	予算額（請負額）	
		2年度	3年度
学校建設整備関係			
③中学校仮設校舎リース事業	・神町中学校仮設校舎リース事業	3,626,986	3,627,000
④神町小学校改築事業	神町小学校移転工事を実施し、移転後、旧校舎等の解体工事を実施する。		
	・建築主体工事	1,233,796,000	
	・電気設備工事	177,020,000	
	・機械設備工事	185,704,000	
	・外構工事	72,600,000	
	・グラウンド工事	99,000,000	
	・カーテン設置工事	12,980,000	
	・改築工事監理業務委託	14,916,000	
	・解体工事実施設計業務委託	11,440,000	
	・解体工事		*********
	・解体工事監理業務委託		*********
⑤神町中学校増築事業	神町中学校の増築工事を実施する。		
	・用地物件調査委託	―	*********
	・増築工事実施設計業務委託	―	*********
社会教育施設関係			
①社会教育施設整備事業	公民館の整備・改修を行う。		
	・地域公民館トイレ改修工事（東郷・高崎）	30,690,000	
	・地域公民館トイレ改修工事（大富・小田島・長瀞）		*********

（ 単位 円 ）

事務事業名	内　　容	予算額（請負額）	
		２年度	３年度
社会教育施設関係			
①東の杜運営管理事業	東の杜の駐車場整備を行う。 ・車いす使用者用駐車場整備工事	3,000,000	－
②社会教育施設整備事業	公民館の整備・改修を行う。 ・地域公民館トイレ改修工事（東郷・高崎） ・地域公民館トイレ改修工事（大富・小田島・長瀞）	3,850,000	*********
③GIGA スクール構想推進事業	児童生徒１人１台端末整備のための高速大容量の通信ネットワーク整備を行う。 ・校内 LAN 整備工事実施設計 ・校内 LAN 整備工事	17,399,800 155,529,000	

8　事務事業の概要（生涯学習課）

（ 単位 円 ）

事務事業名	内　　容	予算額	
		2年度	3年度
社会教育全般			
②北村山視聴覚教育センター運営費負担金事業	北村山広域行政事務組合負担金。視聴覚センターの健全な運営・整備を図る。	21,723,000	22,555,000
③中央区交流事業	友好都市である東京都中央区と平成元年から始まった子ども達の交流事業。小学３～４年生を募集し２年周期で相互を訪問する。 (R1 年度開催地：東根市、R2 年度開催を R3 年度に延期：中央区)	1,286,000	1,286,000
④集会施設等開設整備事業	地域コミュニティ醸成と住民自治意識高揚のため、自治公民館の開設・改善に対し支援を行う。	2,300,000	6,800,000
⑤成人式はたちのつどい事業	成人者の代表で実行委員会を組織し、自分達のアイディアによる「はたちのつどい」を開催する。 (R2 年度開催を R3 年度に延期)	900,000	1,800,000
⑥東根市民立大学「タントまなべ学園」事業	市民の多様な学習ニーズに対応するため、市民からなる実行委員会の企画・運営による講演会や講座を実施する。	3,600,000	3,600,000
⑦放課後子ども教室推進事業	小学校区ごとの地域運営主体が企画・運営し、子ども達に放課後を活用した学習や体験の場を提供し、豊かな人間性を育成するとともに、地域全体の教育力向上と地域コミュニティの活性化や子ども達が安心して暮らせる環境づくりを推進する。 実施地区：東郷小学校区、長瀞小学校区	1,845,000	1,845,000
⑧山形県若者定着奨学金返還支援出損金事業	本県の将来の担い手となる若者の県内回帰・定着の促進と地域の中核を担うリーダー的人材を確保するため、大学生等の奨学金返還支援制度のための県基金に対し出捐を行う。	8,112,000	8,112,000
⑨未来を拓く高校生応援事業	本市の未来を担う高校生が、将来の目標を実現出来るよう、自主的に行う活動に対して必要な経費の一部を補助し、将来を担う人材を育成する。	2,008,000	2,008,000
公民館関連			
①生涯学習推進事業	市民憲章の具現化に向け市民自らが学習できる生涯学習を推進するため地域ごとに支援を行う。	1,886,000	1,886,000
②公民館施設整備事業	地域拠点である公民館を市民の快適な利用に供するため、老朽化した施設の整備を行う。	41,846,000	44,636,000

（ 単位 円 ）

事務事業名	内　　容	予算額	
		２年度	３年度
③生涯学習フェスティバル事業	生涯学習推進に向けた機運の醸成のため、各分野の生涯学習活動の成果を発表する場を提供し、生涯学習の祭典として盛大に開催する。	980,000	980,000
④地域づくり活動推進事業	それぞれの地区で特色ある地域づくり活動や地域づくり活性化事業を展開し、より一層の地域力の向上を図るため地域ごとに支援を行う。	9,500,000	9,500,000
青少年対策関係			
①青少年対策事業	青少年育成協議会、青少年育成市民会議、青少年育成推進員、青少年補導センターの活動により、各地域組織の拡充と青少年の健全な育成を図るため、青少年育成市民大会の開催や広報活動などの事業を実施する。	1,955,000	1,939,000
文化振興関連			
①文化振興事業	市指定文化財等の保存・管理及び活用、継承活動の支援、埋蔵文化財の試掘調査や映画鑑賞助成事業等を行う。	8,067,000	7,372,000
②文化振興推進事業	大ケヤキ全国書道絵画展などの芸術文化事業を開催し、東根文化の創造に寄与する。	4,182,000	4,432,000
③東根の大ケヤキ環境整備事業	薬剤や活性剤の散布、枯枝伐採等を実施し、国指定特別天然記念物「東根の大ケヤキ」の保護・管理及び環境整備を行う。	1,490,000	3,490,000
④輝き躍動する東根創造事業	民俗芸能や民俗行事の公演等を通じて、伝承文化の継承と発展を図る「Ｌｏｏｋｆｏｒ伝承文化」開催を支援する。	2,000,000	2,000,000
⑤イバラトミヨ環境整備事業	地域と連携を図りながら、河川内の藻刈り、個体数や水質などの調査を実施し、県指定天然記念物の羽入地区小見川水域に生息しているイバラトミヨ雄物型の保護活動を行う。	534,000	534,000
⑥公共文化施設整備基金積立事業	文化施設整備のための基金管理事業。	74,000	15,000
⑦まなびあテラス運営管理事業	PFI 手法により整備したまなびあテラスの運営・管理費用。 複合施設であることのメリットを活かし、それぞれの機能が他の機能の企画と関連した取り組みを行うなど、相乗効果を生み出す運営を行う。	241,242,000	237,122,000
⑧東の杜運営管理事業	東の杜について指定管理者制度による管理・運営を行う。	36,277,000	31,092,000

（ 単位 円 ）

事務事業名	内　　容	予算額	
		2年度	3年度
体育施設関連			
①体育施設管理事業	施設の修繕・改修のほか、備品の購入により、利用者のニーズに応じた施設整備を行う。	8,342,000	10,103,000
②体育施設等運営管理事業	中央運動公園、市民体育館等の市内社会体育施設について、指定管理者制度による管理・運営を行う。	93,482,000	93,506,000
保健体育関連			
①保健体育総務事業	各地域の生涯スポーツ推進役であるスポーツ推進委員の資質向上の推進、全国大会等出場者への激励金交付などを行う。また、日本体育大学と締結している「スポーツ・健康づくり推進に関する協定」を活用した各種事業を実施する。	7,179,000	7,433,000
②生涯スポーツ振興事業	地域住民の生涯スポーツ振興及び学校体育施設の有効活用を図るため、学校体育施設開放に要する費用を負担する。	3,346,000	3,346,00

東根市　中学校部活動方針　概要版

1　部活動基本方針

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係を構築したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。また、生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め、人間形成においても大きな影響を与える大切な活動です。

生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、運動部及び文化部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で適正に実施されることを目指します。

（１）バランスのとれた心身の成長
　　豊かな生涯スポーツ、生涯学習を実現するための資質・能力の育成
（２）生徒の自主的で自発的な参加による、効率的・効果的な取組
（３）学校全体として部活動指導・運営に係る体制の構築
（４）保護者・地域の理解を得られるための啓発

2　各中学校における部活動方針の制定

◆各校で部活動方針を作成　⇒教職員、生徒及び保護者に周知　（⇒東根市教委に報告）

3　部活動の休養日及び活動時間

◆休養日

平　　日	週当たり１日以上
土・日曜日	週当たり１日以上
休日・祝日	原則、休養日
長期休業日	連続した休養日を設定

◆活動時間

平　　日	２時間程度
土・日曜日	３時間程度

◆始業前の活動
・禁止。ただし、特別な事情があり、校長が認めた場合は実施可能。

◆その他
・テスト前の部活動休止期間を定める。
・練習試合等の活動時間も上記に準じる。ただし、超過する場合は、その分を別の期日に休養を設ける。

4　年間活動計画及び年間活動実績

◆部活動顧問は、年度当初に年間活動計画を作成し、校長に提出
　※年度中の変更も、校長に提出
◆部活動顧問は、年度末に年間活動実績を作成し、校長に提出（⇒東根市教委に報告）

5　学校管理下外の生徒の活動

◆学校外のクラブ等の所属状況を把握
・必要に応じて指導・助言
◆適切な活動日・活動時間
◆任意加入であることの確認

6　大会、県外遠征等の参加

◆参加する大会等の精査
・県外遠征、宿泊を要する場合、合宿等は東根市教委に申請

7　部活動運営委員会の設置及び保護者、地域との連携

各校の部活動方針を説明し、理解と協力を得る
◆保護者会が単独で練習会等を行わないこと
◆部活動運営費の管理を保護者会で行うこと

共通理解
連携・協力

東根市教育委員会

東根市いじめ防止基本方針【概要版】

Ⅰ　いじめ問題に対する基本的な考え方

○基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などについてより実効的に進めることはもちろん、いじめが行われないようにすることを最大の目的とする。

○「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

○教育委員会の責務、学校の責務、教職員の責務、保護者の責務、市民の役割を明確にする。

○「東根市いじめ問題対策連絡協議会」「東根市いじめ問題対応委員会」「東根市いじめ重大事態再調査委員会」「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、関係機関と連携する。

Ⅱ　いじめ防止の基本的施策

１　いじめ未然防止のための取組

（１）学校・教職員の取組

・いじめの態様や指導上の留意点について、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員で共通理解を図る。
・定期的なアンケート調査を実施し、結果を分析しいじめの実態を適切に把握する。
・全校集会や道徳・学級活動で教職員が望ましい生き方や人間関係の在り方について触れていく。
・「わかる授業」を行い、児童生徒に「規律」「学力」「自己有用感」を培い、いじめの加害に向かわせないようにする。

（２）児童生徒の主体的な取組「児童会・生徒会」

・児童生徒自らがいじめ問題について主体的に考え、いじめ防止を図るような取組を推進する。
・児童会、生徒会活動の充実（いじめ撲滅の宣言の策定等）

（３）家庭・地域との連携

・家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めながら、緊密な連携体制を図っていく。

２　早期発見の在り方

（１）基本的な考え方

・暴力を伴う「目に見えるいじめ」を見逃さない。
・暴力を伴わない「見えにくいいじめ」を察知する。

（２）見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

・児童生徒から情報が入りやすいようにする。
・児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
・定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の情報把握に努める。

（３）相談窓口と組織体制

・児童生徒及び保護者が、いつでも相談できる体制を整備する。
・児童生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」等と悩みを過小評価せず、真摯に対応する。

３　いじめ発生時の早期対応

（１）発見・通報を受けての迅速かつ組織的な対応

・発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的な対応を図る。

（２）被害児童生徒と保護者への対応

・被害児童生徒からの事実関係の聴取　　・家庭訪問による保護者への適切な情報提供
・被害児童生徒が寄り添える体制づくり　　・いじめ解決後の継続支援

（３）加害児童生徒と保護者への対応
・加害児童生徒からの事実関係の聴取　　・児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導
（４）集団へのはたらきかけ
・いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、いじめを根絶しようという態度を醸成する。

Ⅲ　ネット上のいじめへの対応

１　ネット上のいじめ
・インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策を講じる。

２　未然防止の取組
・情報モラル教育の充実　　・教職員の指導力向上
・インターネット利用の実態や危険性等についての保護者への周知

３　早期発見・早期対応の取組
・ネットパトロール　・ネット上の不適切な書き込みへの対応　・ＳＮＳやメールの悪用への対応

Ⅳ　重大事態への対応

１　対応委員会の設置と調査の実施
・教育委員会は、重大事態が発生した場合には、直ちに対応委員会を設置し調査を行う。
重大事態とは
①児童生徒が自殺を図った場合　②身体に重大な傷害を負った場合
③精神性の疾患を発症した場合　④金品等に重大な被害を被った場合　等

２　重大事態の報告
・校長は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
・教育委員会は市長へ報告する。

３　外部機関との連携
・重大事態に係る事実関係の調査及び事後対応、発生防止については、必要に応じ連絡協議会と連携する。

４　調査後の対処
・被害児童生徒及び保護者への情報提供　　・対応委員会から市長へ報告書の提出

５　再調査委員会の設置と調査の実施
・市長は、対応委員会の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会を設置し調査を行う。

Ⅴ　体制・研修・点検・評価と不断の見直し

１　教育相談体制・生徒指導体制
・「いじめ発見調査アンケート」（学校版・家庭版）の実施　　・教育相談体制の充実

２　校内研修
・いじめに係る研修を年間計画に位置付ける。
・「居場所づくりと絆づくりを意図した授業改善」「道徳の授業の充実」について研修を深める。

３　点検・評価
・市教育委員会及び学校が行う点検・評価について、いじめの防止等に関する必要な指導・支援につなげる。

４　不断の見直し
・学校は、いじめ防止等の取組状況について、児童生徒の視点で振り返り、改善を図る。
・教育委員会は、必要があると認めるときは、基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じる。

東根市緑の少年団

目標：「緑を愛し」、「緑を守り」，「緑を育てる心を養う」ことを通じて、
自然を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間を育みます。

＜学 習 活 動＞
- ○ 緑や森林の役割や機能についての学習
- ○ 学校版環境 ISO
- ○ 自然体験活動など

＜ボランティア活動＞
- ○ 緑の募金活動
- ○ 公園・通学路の除草や清掃
- ○ 植樹や樹木の手入れなど

＜レクリエーション活動＞
- ○ ネイチャーゲーム
- ○ ウォークラリー（森林散策）
- ○ 緑化イベントへの参加など

緑の大切さ　奉仕の心　自然とのふれあい

長瀞小緑の少年団（S52 結成）
＜団　員＞4・5・6 年生児童全員
＜主な活動＞
- ・米作り体験
- ・花咲フェア in 長瀞
- ・「花育」学習会

高崎小緑の少年団（H12 結成）
＜団　員＞4・5・6 年生児童全員
＜主な活動＞
- ・関山炭焼き体験学習
- ・里山キッズドリームランド祭

◆地域環境美化功績者表彰
（環境大臣表彰：H27）

東郷小緑の少年団（H13 結成）
＜団　　員＞4・5 年生児童全員
＜主な活動＞
- ・小中連携コスモス植栽
- ・花いっぱい運動

神町小緑の少年団（H14 結成）
＜団　　員＞4 年生児童全員
＜主な活動＞
- ・花いっぱい運動
- ・若木山クリーン作戦
- ・自然体験活動

東根小緑の少年団（H15 結成）
＜団　　員＞4年生児童全員
＜主な活動＞
- ・キノコの菌打ちと植林作業
- ・花いっぱい運動

小田島小緑の少年団（H16 結成）
＜団　　員＞4 年生児童全員
＜主な活動＞
- ・農作業体験
- ・花いっぱい運動

大富小緑の少年団（H17 結成）
＜団　　員＞4年生児童全員
＜主な活動＞
- ・校内緑化活動
- ・イバラトミヨ飼育

◆野生生物保護功労者表彰（H20）

東根中部小緑の少年団（H18 結成）
＜団　　員＞4年生児童全員
＜主な活動＞
- ・紅花栽培活動
- ・花いっぱい運動

松苗育成絆プロジェクト
- ・平成 27～29 年度
  東日本大震災により流失した宮城県東松島市の海岸林再生を目的とした松の植栽。
- ・平成 30 年度～
  植栽した松苗が活着するための維持管理活動

大森小緑の少年団（H23結成）
＜団　　員＞4年生児童全員
＜主な活動＞
- ・花いっぱい活動
- ・各学級への花のプレゼント

１　目　的

さくらんぼ環境ＩＳＯは，環境ＩＳＯ14001（環境マネジメントシステム規格）に基づき，学校が自らの教育活動を通じて，生徒・教職員の環境意識を高め，同時に自ら定めた環境方針と行動目標に応じた環境パフォーマンスの達成を図ることを目的とする。

２　基本方針

(1)　東根市環境方針並びに東根市がめざす子ども像を受け，学校長自らが学校の特色・課題等を加味して策定する環境方針に基づき，地球にやさしい学校づくりをめざす。

(2)　環境行動を学校，児童生徒自らが選択決定し，ＰＬＡＮ（計画）ＤＯ（実行）ＣＨＥＣＫ（点検）ＡＣＴＩＯＮ（見直し）を基本としたマネジメントサイクルに基づいて実践する。（下図参照）

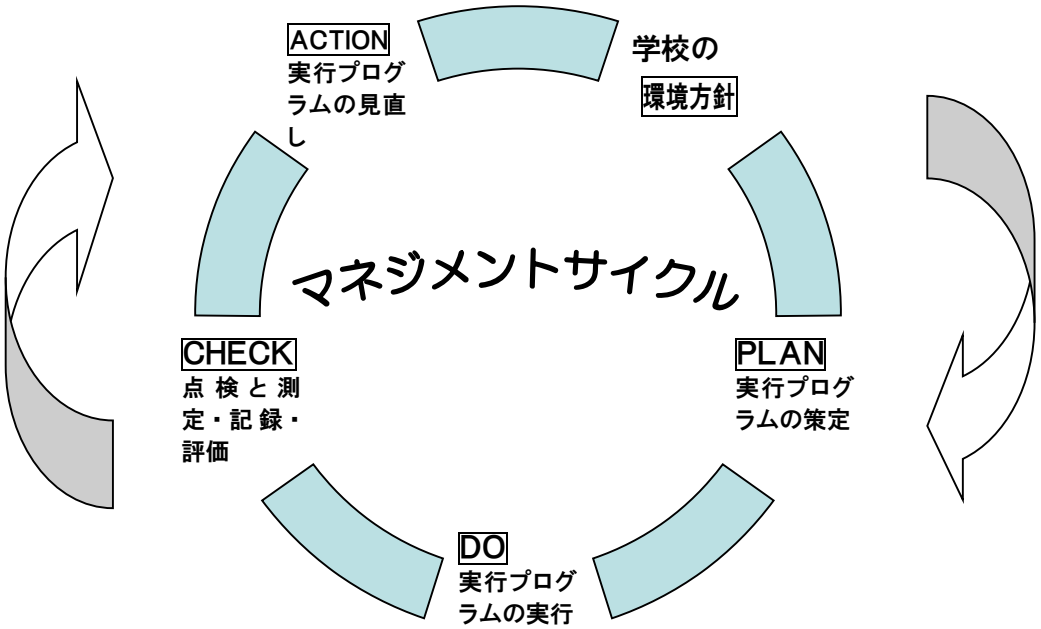

３　参加校

東根市立小・中学校全校

４　対象

参加校の児童・生徒・並びに教職員を対象とし，地域に開かれた特色ある学校づくりの観点から，地域保護者や学校ボランティア等も含めることもできる。

５　実行プログラムについて

取り組むプログラムは，「共通メニュー」と「特色メニュー」の２種類で構成している。「共通メニュー」は，省資源・省エネ・廃棄物の３項目からなり，全ての学校が取り組

む内容となる。各項目の内容や数については，学校ごとに決めることができる。メニューをもとに教職員プログラム・児童生徒プログラムの２つを策定するが，その他，児童会・生徒会・学級，学年等を単位としたプログラムを作成するなど，各学校の工夫で取り組むことも可能である。「特色メニュー」は，学校の特色を生かした独自の環境活動をめざす。

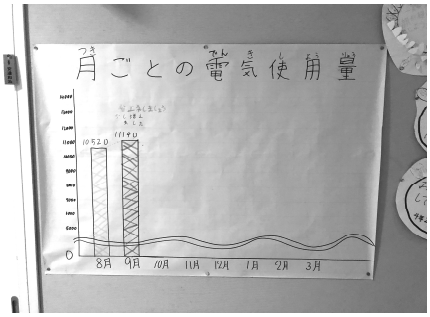

.＜共通メニュー＞

A　省資源	紙類	①印刷枚数
		②両面印刷
		③回覧板や掲示板の活用
		④使用済み封筒の活用
		⑤裏紙の利用
		⑥紙片の活用
	物品	①リサイクルしやすい製品の購入
		②再生材料（グリーン購入法）
		③環境及び人間に負荷の少ない製品
B　省エネ	電気	①照明
		②エアコン，暖房の設定温度
		③電化製品の主電源ＯＦＦ
	水	①トイレの利用の仕方　②蛇口での水量調節　③雨水の貯水利用
		④プール管理　⑤清掃時の水の使い方
	油	①暖房の設定温度
C　廃棄物	紙	①リサイクルボックスの活用　②規格ごとの分別
	その他	①資源ごみとの分別　②市の分別方法の遵守
	薬品	①使用量の削減　②廃液の適正処理　③適正な保管と管理
D　その他環境関連法案		①ボイラーの適正管理（大気汚染防止法）
		②地下重油タンクの適正管理（水質汚濁防止法）

＜特色メニュー＞

「校地内緑化」「花壇コンクール」
「近隣河川の継続的な清掃活動」
「リサイクル活動」「花いっぱい運動」等々，
学校の特色を生かした環境保全活動を位置づける。

６　認定及び審査制度について

（１）認定制度

運用状況を確認し，改善に資するため，認定制度を設ける。

すべての学校が，認定のための審査を受ける。審査は学校を単位とし，審査を実施し認定を受けた学校には，市長と教育長の連名による認定証を交付する。（平成 16 年 11 月に小・中学校 13 校に認定証を交付。平成 19 年 11 月、平成 22 年 12 月に再交付。

平成 23 年 11 月に大森小学校に交付。平成 25 年 11 月、平成 28 年 11 月、令和元年 11 月に小・中学校 14 校に再交付。）

（２）審査委員の委嘱

校長は，第三者として公正に判定できる人（ＰＴＡ関係者・学校評議員・公民館職員・市のＩＳＯ担当職員等）を審査員として委嘱する。審査員の数は 3～5 人とし，任期は１年。但し，再任は妨げない。

（３）審査方法

審査員は，学校を訪問し，現場の視察確認及びインタビュー，書類審査を行う。

（４）審査基準

審査の基準は以下の通りである。

○　実行プログラムが適正に運用されているか。
○　実行後の記録が適切になされているか。
○　記録についての確認がなされ，課題の整理がなされているか。
○　児童生徒個々人が，環境側面を適切に理解しているか。
○　児童生徒並びに教職員が協力して実行しているか。

（５）認定の継続

認定の効力は 3 年間とする。運用状況を確認するために，年１回，１１月に定期審査を受ける。

（６）実行プログラムの見直し

学校長は，環境保全の推進及び環境負荷の低減に向けて，さくらんぼ環境 ISO の継続的な改善に資するため，審査等の結果や日常的な取り組みの状況をふまえ，環境方針並びに実行プログラムの見直しを行う。

環境方針に示された「約束」が，年間の活動を通してどのように達成されたかを評価し，点検・測定の記録や審査の結果をふまえ，不十分であった実施項目についての必要な改善策を講じ，プログラムの実効性を高めていくようにする。

さくらんぼ環境ＩＳＯ実践交流会

※令和３年１１月２６日（金）　ただし、開催期日及び開催方法については、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、検討のうえ別途決定する。

ひがしね子ども環境宣言

わたしたちのまちひがしねには、
ずっと、ずっと、昔から受け継がれた豊かな自然があります。
ひがしねを見守ってきた大ケヤキ、
きれいな花を咲かせ、豊かな実をつける木々、
わたしたちを守り、恵みをもたらしてきた美しい山々と清流
しかし、今、世界では、大切な自然が毎日失われています。

わたしたちは、今ある豊かな環境を、先人からの贈り物、
絶やしてはならない宝物と考えています。
わたしたちの力は小さくても、
みんなで力をあわせ、未来の人々のために、
この宝物を、そして、かけがえのない地球環境を、守り受け継ぐために、
次のことを約束します。

1　わたしたちは、自分たちのまちを、自分たちの手で、きれいにします。

1　わたしたちは、物を大切にし、むだ使いをしないように心がけます。

1　わたしたちは、電気、ガス、石油、水を大切にし、工夫して使います。

1　わたしたちは、資源のリサイクルを考え、ゴミを減らします。

1　わたしたちは、自然の恵みに感謝し、環境を守る心を広げていきます。

このことを、50年先のひがしねへ、引き継いでいくことを宣言します。

2008年12月21日　ひがしね子ども環境フォーラム2008